

保証委託申込内容に関する確認書及び個人情報の取扱いに関する同意書のご記入見本

【ご署名・ご捺印欄】

申込者および担保提供者の方全員分のご署名・ご捺印をお願いします。
(1枚目のみご捺印願います。)

※印鑑登録証明書に記載のご住所およびご氏名をご記入願います。

※担保提供者の方(申込者にご加入されず、担保提供のみをされる方)は、「担保提供者」欄にのみご署名・ご捺印願います。

(公社提出用)

保証委託申込内容に関する確認書 及び個人情報の取扱いに関する同意書

平成 30年 6月 1日

一般財団法人住宅改良開発公社 御中

申込者①

住所 東京都千代田区五番町14番地1
氏名(自署) 改良 太郎 (太郎)

申込者②

住所 東京都千代田区五番町14番地1
氏名(自署) 改良 次郎 (次郎)

申込者③

住所 _____
氏名(自署) _____ (実印)

担保提供者

住所 東京都千代田区五番町14番地1
氏名(自署) 改良 三郎 (三郎)

私(段階の断りがない限り、申込者全員をいいます。)及び担保提供者は、私が利用を予定している貴公社の機関保証制度に関して、下記I~III(担保提供者はIIを除きます。)の内容を理解し、かつ、下記IIIとのおり確約したうえで、保証委託申込みを行います。また、本書のIV「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容に同意します。

下表により保証料方式をご選択頂いたうえ、押印欄に各申込者様(担保提供者様は除く)が実印を押印して下さい。

保証料方式 ※いずれかの□にチェック(✓)	押印欄(実印を押印してください)				ご確認(ご参照)を いただくページ
	申込者①	申込者②	申込者③		
<input checked="" type="checkbox"/> 保証料返戻なし	(太郎)	(次郎)			2ページの II保証料の1から2
<input type="checkbox"/> 保証料返戻あり					2及び3ページの II保証料の1から3

記

I 保証制度の概要

私及び担保提供者は、一般財団法人住宅改良開発公社(以下「公社」といいます。)の保証制度の概要について、以下の1~4の内容を確認しました。

- 1 公社は、申込者様が独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発公庫(以下「機構又は公庫」といいます。)から賃貸住宅融資等を借り入れされるときに、申込者様と公社との契約(以下「保証委託契約」といいます。)により連帯保証人となります。
- 2 公社は、連帯保証人となるに当たり、申込者様に公社所定の保証料をお支払いただきます。
- 3 申込者様が機構又は公庫に対する借入金を返済できなくなった場合、公社は、申込者様に代わってその借入金を機構又は公庫へ全額返済します。(これを「代位弁済」といいます。)
- 4 公社が代位弁済を行った場合、それによって申込者様の返済義務が無くなるわけではありません。代位弁済後、物件処分等何らかの方法によって、申込者様の債務を公社へ返済していただきます。

【保証料方式のご選択】

ご希望される保証料方式にチェック(✓)のうえ、押印欄にご捺印をお願いします。

※「保証委託申込書」でご選択された保証料方式と同じ方式にしてください。

保証委託申込内容に関する確認書 及び個人情報の取扱いに関する同意書

平成 年 月 日

一般財團法人住宅改良開発公社 御中

申込者①

住所
氏名（自署）

（印）
（宛印）

申込者③

住所
氏名（自署）

（印）
（宛印）

私（特段の断りがない限り、申込旨金員をいいます。）及び担保提供者は、私が利用を予定している貴公社の機関保証制度に關して、下記Ⅰ～Ⅲ（担保提供者はⅡを除きます。）の内容を理解し、かつ、下記Ⅲのとおり確約したうえで、保証委託申込みを行います。また、本書のIV「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容に同意します。

下表により保証料方式をご選択頂いたうえ、押印欄に各申込者様（担保提供者様は除く）が実印を押印して下さい。

保証料方式 ※印された方にチェック（×）	押印欄（実印を押印してください）		ご確認（ご参考）を いただきください （印）	
	申込者①	申込者②	申込者③	
<input type="checkbox"/> 保証料返戻なし				2. ページの II保証料の1から2
<input type="checkbox"/> 保証料返戻あり				2及び3. ページの II保証料の1から3

記

1 保証制度の概要

私及び担保提供者は、一般財團法人住宅改良開発公社（以下「公社」といいます。）の保証制度の概要について、以下の1～4の内容を確認しました。

- 1 公社は、申込者様が独立行政法人住宅金融機構等を借り入れされたときに、申込者様と公社との契約以下「保証委託契約」といいます。）から賃貸住宅融資等を借り入れます。
- 2 公社は、連帯保証人となるに当たり、申込者様に公社所定の保証料をお支払いただきます。
- 3 申込者様が機関又は公庫に対する借入金を返済できなくなつた場合、公社は、申込者様に代わってその借入金を機関又は公庫へ全額返済します。（これを「代位弁済」といいます。）
- 4 公社が代位弁済を行った場合、それによって申込者様の返済義務が無くなるわけではありません。代位弁済後、物件処分等何かの方法によって、申込者様の債務を公社へ返済していただきます。

（2019.1.10.20）

II 保証料

私は、公社の保証料について、以下の1～3の内容を確認、承諾します。

1 保証料方式の選択について

保証料のタイプについては、次の方式のいずれかをお客様に選択して顶けます。

【保証料返戻なし】：後述の3に該当する場合であっても、お支払いをいただいた保証料についてではなく（返戻）しません。

【保証料返戻あり】：後述の3に該当する場合には、お支払いをいただいた保証料の一部をお返し（返戻）します。

（注）融資種別が「住貸典拠（住貸）及び東日本火災保険（「災害復興住宅融資」の場合は、「保証料返戻なし」）を選択したことができるまでも、『保証料返戻あり』のご利用のみとなります。

2 保証料のお支払額とお支払時期について

保証料は、施設地及び保証期間（融資期間）などにより算出した額を、一括払いでの支払又は公庫の初回交付金より差し引いてお支払いいただきます。

<賃貸住宅融資の保証料>

保証期間（融資期間）	保証料方式		20年以下	20年超え 30年以下	30年を超えるもの
	保証料返戻なし	保証料返戻あり			
建設地が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、沖縄県の場合	融資額 × 1.70%	融資額 × 2.00%	融資額 × 2.28%	融資額 × 2.50%	融資額 × 2.90%
建設地が上記以外の道府県の場合	保証料返戻なし 建設地が上記以外の道府県の場合 保証料返戻あり	保証料返戻あり 建設地が上記以外の道府県の場合 保証料返戻あり	融資額 × 1.98%	融資額 × 2.32%	融資額 × 2.65%
			融資額 × 2.10%	融資額 × 2.50%	融資額 × 3.20%
			融資額 × 2.44%	融資額 × 2.90%	融資額 × 3.36%
					融資額 × 3.70%

注 貸貸改良融資の保証料は、裏面（4ページ）に記載しています。

3 保証料をお返し（返戻）する場合の取扱いについて
(1) 次のいずれかに該当したときにお支払いいただいた保証料の一部をお返し（返戻）します。

ただし、「保証料返戻なし」を選択されたときは、お支払いいただいた保証料については、お返し（返戻）しません。

本お、一部繰上返済された場合及び契約終了したときに、保証料の一部をお返しします。
又は公庫に対する借入金の全部を一括返済された場合は、機構又は公庫に対する借入金の全部を一括返済された場合

① 機構又は公庫に対する借入金を一括返済された場合
② 機構又は公庫に対する借入金を一部繰上返済された場合
③ 機構又は公庫に対する借入金を一部繰上返済された場合
④ 機構又は公庫に対する借入金が年々に亘り更契約により返済期間を短縮された場合

(2) 保証料については、その一部が年々の代位弁済等の総額にそれぞれ充てることから、お返しする保証料の額は、当初お支払いただいた保証料に対して少額となっています。

(3) お返しする保証料の額は、お支払いただいた保証料の額に「保証料の返戻率」を乗じて算出（円未満四捨五入）します。

(4) 「保証料の返戻率」は、融資額と、建設地、当初の保証期間（注1）に応じて、完済時ににおける経過年数（注2）毎に公社が定めています。

<注1> 「当初の保証期間」とは、公社が発行する保証委託契約証書に記載される返済期間に相当する期間の始期は、機構又は公庫との金銭消費貸借契約の契約締結日となります。（以下同じ。）

<注2> 「完済時ににおける経過年数」とは、機構又は公庫との金銭消費貸借契約の契約締結日を始期とし、申込者様が機構又は公庫に対する借入金の全部の返済を終了した日（任意的償済引受けではあります。）を終期とする期間ににおける年数をいい、年末満期のある場合は切り上げります。（以下同じ。）

Ⅰ 保証料（統計）

(5) お返しする保証料の計算に用いる「保証料の返戻料率」は、上記(1)の①～④の場合に該当することとなつた日（変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構又は公庫に対する借入金の全部の支払を終了した日）において、公社が定める料率が適用されます。

(6) 公社は、将来の経済情勢等の変化により、当該料率を変更する場合があります。

(7) 「保証料の返戻料率（目安）は、下表のとおりです。

く賃貸住宅融資の保証料の返戻料率（目安）>

当初の保証期間	返戻時における経過年数			
	1年経過	5年経過	10年経過	
建設地が東京都、 埼玉県、千葉県、 神奈川県の 場合	25年 30年 35年	32.76% 33.99% 35.54%	24.33% 26.53% 28.72%	15.48% 18.50% 21.24%
建設地が上記以外 の道府県の場合	25年 30年 35年	35.36% 36.21% 36.51%	26.57% 28.52% 29.75%	17.23% 20.16% 22.28%
				9.58% 9.58% 10.43%
				2.15% 2.15% 2.52%

注1 保証料の返戻料率は、経過年数1年未満でいいます。

注2 貨貸改良融資の保証料の返戻料率（目安）は、裏面（4ページ）に記載しています。

Ⅲ 確約事項（統計）

(反社会的勢力に属しないことの確認等)
4 (1) 私又は担保提供者が（私又は担保提供者が法人である場合にあっては、当該法人親会社及び子会社並びにこれら会社の役員を含みます。以下「私等」といいます。）は、現在、次の①及び②に掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者に絶対に実質的に関わらなければ資本供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とするること等を含みます。以下同じ。）がないことを表明するとともに、将来にわたつても該当せず、関係がないことを確約します。

①「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第777号）に定める暴力団若しくは暴力団員、暴力団の準構成員又は、暴力團関係企業、総会屋等社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等若しくはそれに属する者

②前号の事体又は個人に付する者

③私等は、自ら又は第三者を利用して、次の①から⑤に該当する行為を行いません。

① 暴力的な要求行為

② 法的責任を超えた不当な要求行為

③ 命運的な言動をし、又は暴力を用いて行為

④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて公社の信用を毀損し、又は公社の業務を妨害する行為

⑤ その他①から④に準ずる行為

(3) 私等が、(1)の①及び②に掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、差し押され、又は、(2)の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明若しくは確約に附して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取り消されても、一切異議を申し立てません。

(4) 公社が(3)の規定により保証不承諾とし、又は保証承諾を取り消した場合において、それらを原因として私等に損害が発生したとしても、公社に対して一切の請求を行わない、他、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社が被った損害の補てんは、私の負担とします。

(5) 公社が保証承諾を行った後に、私の都合で公社への保証委託申込みを辞退した場合、公社からそれまでの事務に要した費用に相当する額を請求されても異議ありません。

(6) 本保証書が保証委託申込書及び保証委託契約証書と一体となって、公社との間の保証委託契約を認する書面となることを承諾します。

以上

※表面の補足　　貨貸改良融資の保証料（目安）

<貸貸改良融資の保証料>			
保証期間(融資期間)	10年以下	10年を超えるもの	15年を超えるもの
保証料	融資額 × 1.05%	融資額 × 1.40%	融資額 × 1.70%
10年	20.35%	14.95%	10.07%
15年	26.17%	21.10%	16.51%
20年	29.93%	25.31%	21.07%

<貸貸改良融資の保証料の返戻料率（目安）>			
当初の保証期間	1年経過	3年経過	5年経過
10年	20.35%	14.95%	10.07%
15年	26.17%	21.10%	16.51%
20年	29.93%	25.31%	21.07%

注 保証料の返戻料率は、経過年数1年毎に定めています。

IV 個人情報の取扱いに関する同意書

私は、一般社団法人「住宅改良開発公社」（以下「公社」といいます。）が保護措置を講じたうえで取扱する個人情報の取扱いについて、下記の内容に同意します。

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
公社は、個人情報を保護に関する法律（平成25年5月30日法律第7号）に基づき、保証会社申込者及び担保提供者を利用して、（以下「各会社」といいます。）から提供を受けた個人情報を、次の業務及び利用目的の適成に必要な範囲で利用します。

IV 個人情報の取扱いに関する同意書（続き）

Ⅱ 保証料

(お客様専用)

保証委託申込内容に関する確認書
及び個人情報の取扱いに関する同意書

申込者① 住所 氏名(直轄)	担保提供者 住所 氏名(直轄)
申込者② 住所 氏名(直轄)	
申込者③ 住所 氏名(直轄)	

私は(特段の断りがない限り)、申込者全員をいたします。及び当保証者は、私が利用を予定している貴公社の機関保証制度に關して、下記I～III(押印保証提供者はIIを除きます。)の内容を理解し、かつ、下記IIIのとおり確約したうえで、保証委託申込みを行います。また、本書のIV「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容に同意します。

保証料方式 ※「お支払方法」にチェック(△)	ご確認(ご参考)を いたしました 2ページの 1から2 日保証料の1から3 2及び3ページの 1から3
□ 保証料返戻なし	
□ 保証料返戻あり	

記

1 保証料制度の概要

私及び担保提供者は、一般財團法人住良開発公社(以下「公社」といいます。)の保証制度の概要について、以下の1～4の内容を確認しました。

- 1 公社は、申込者様が独立行政法入住宅金融開発金融公庫(以下「機構又は公庫」といいます。)から賃貸住宅融資等を借り入れされたときに、申込者様と公社との契約(以下「保証委託契約」といいます。)により連帯保証人となります。
- 2 公社は、申込者様が機構又は公庫に対する借入金を返済できなくなった場合、公社は、申込者様に公社所定の保証料をお支払いただきます。
- 3 申込者様が機構又は公庫に対する借入金を返済します。(これを「代位弁済」といいます。)
- 4 公社が代位弁済を行った場合、それによって申込者様の返済義務が無くなるわけではありません。代位弁済後、物件処分等何らかの方法によって、申込者様の債務を公社へ返済していただきます。

(2019.1.10.20)

私は、公社の保証料について、以下の1～3の内容を確認・承諾します。

- 1 保証料方式について
保証料のタイプについては、次の方式のいずれかをお客様に選択していただきます。
- 2 保証料のお支払額とお支払期限について
保証料は、建設地及び保証期間(融資期間)などにより算出した額を、一括払いて機構又は公庫の初回交付金より差し引いてお支払いいただきます。

【保証料返戻なし】：後述の3に該当する場合でも、お支払いをいたいた保証料の一部についてお返し(返戻)しません。
【保証料返戻あり】：後述の3に該当する場合は、「保証料がなしお支払いいただくことを選択いたたくことができませんので、「保証料返戻あり」のご利用のみとなります。

(注)融資専門が「賃貸住宅融資」及び東日本大震災に係る「災害復興住宅融資」の場合、「保証料がなしお支払いいただくことを選択いたたくことができませんので、「保証料返戻あり」のご利用のみとなります。

- 1 保証料返戻なしとお支払期限について
また、保証料は、下表により算出した額を、一括払いて機構又は公庫の初回交付金より差し引いてお支払いいただきます。
- 2 保証料返戻ありとお支払期限について
また、保証料は、下表により算出した額を、一括払いて機構又は公庫の初回交付金より差し引いてお支払いいただきます。

<賃貸住宅融資の保証料>

保証期間(融資期間)		20年以下	25年未満 30年未満	30年を 超えるもの
保証料方式	保証料返戻なし	融資額 × 1.70%	融資額 × 2.00%	融資額 × 2.28%
建設地本質賃貸、 神奈川県、埼玉県、 千葉県、沖縄県の場合	保証料返戻あり	融資額 × 1.93%	融資額 × 2.32%	融資額 × 2.65%
建設地が上記以外の 通常県の場合	保証料返戻なし	融資額 × 2.10%	融資額 × 2.50%	融資額 × 2.90%
	保証料返戻あり	融資額 × 2.44%	融資額 × 2.90%	融資額 × 3.36%
				融資額 × 3.70%

注 貸改良融資の保証料は、裏面(4ページ)に記載しています。

- 1 保証料をお返し(返戻)したときにお支払いいただいた保証料の一部をお返し(返戻)します。
ただし、「保証料返戻なし」を選択されたときは、お支払いいただいた保証料については、お返し(返戻)しません。
- 2 なお、一部繰上返済された場合及び変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構又は公庫に対する借入金の全部の返済を終了したときに、保証料の一部をお返します。

- ① 機構又は公庫に対する借入金を一括返済された場合
- ② 機構又は公庫に対する借入金について免責的債務引受により免責された場合
- ③ 機構又は公庫に対する借入金を一部繰上返済された場合
- ④ 機構又は公庫に対する借入金について変更契約により返済期間を短縮された場合
- ⑤ 保証料については、その一部が年々の代位弁済等の原資にそぞれ充てられて少額となつております。

- 3 お返しする保証料の額は、当初に対する保証料の額により返済期間を算出(円未満切り捨て)します。
- 4 「保証料の返戻条件(注2)」毎に公社が定めています。

- <注1>「当初の保証期間」とは、公社が発行する保証委託契約証書に記載される返済期間に相当する期間をいいます。この期間の初期は、機構又は公庫との金銭消費貸借契約の締結日となります。(以下同じ。)
- <注2>「完済時における経過年数」とは、機構又は公庫に対する借入金の全部の返済を終了した日(無料から免責された日)を終期とする期間においてある年数をいい、年末満期がある場合は切り上げます。(以下同じ。)

II 保証料（統計）

- (5) お返しする保証料の計算に用いる「保証料の返戻料率」は、上記(1)の①～④の場合に該当することとなつた日（変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構又は公庫に対する借入金の全部の支払を終了した日）において、公社が定める料率が適用されます。
- (6) 公社は、将来の経済情勢等の変化により、当該料率を変更する場合があります。
- (7) 「保証料の返戻料率」（目安）は、下表のとおりです。

く賃貸住宅融資の保証料の返戻料率（目安）>

当初の保証期間	定期的ににおける残過年数		
	1年超過	5年超過	10年超過
建設地が東京都、 埼玉県、千葉県、 神奈川県、 群馬県、 新潟県の 場合	32.76%	24.33%	15.48%
30年	33.99%	26.53%	18.50%
35年	35.54%	28.72%	21.24%
建設地が上記以外 の道府県の場合	35.36%	26.57%	17.23%
30年	36.21%	28.52%	20.16%
35年	36.51%	29.75%	22.28%

注1 保証料の返戻料率は、経年数1年毎に定めています。

注2 賃貸改良融資の保証料の返戻料率（目安）は、東南（4ページ）に記載しています。

III 確約事項（統計）

(反社会的勢力に属さないことの確認)

- 4 (1) 私又は担保提供者が（私又は担保提供者が法人である場合にあっては、当該法人親会社及び子会社並びにこれら会社の役員を含みます。以下同様）は、現在、次の①及び②に掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者に経営権に関する権利を有する者）は、将来の料率を変更する場合があります。
- (2) 「保証料の返戻料率」（目安）は、下表のとおりです。

く賃貸住宅融資の保証料の返戻料率（目安）>

当初の保証期間	定期的ににおける残過年数		
	1年超過	5年超過	10年超過
建設地が東京都、 埼玉県、千葉県、 神奈川県、 群馬県、 新潟県の 場合	32.76%	24.33%	15.48%
30年	33.99%	26.53%	18.50%
35年	35.54%	28.72%	21.24%
建設地が上記以外 の道府県の場合	35.36%	26.57%	17.23%
30年	36.21%	28.52%	20.16%
35年	36.51%	29.75%	22.28%

注1 保証料の返戻料率は、経年数1年毎に定めています。

注2 賃貸改良融資の保証料の返戻料率（目安）は、東南（4ページ）に記載しています。

III 確約事項

私及び担保提供者は、公社に保証委託申込みを行なうに際して、「保証委託申込書」記載の約款事項及び保証委託申込みの内容は、私が機構又は公庫に対して行う融資申込みについての事項を確約します。

(甲)内管等
1 (1) 公社に対して行う保証委託申込みの内容は、私が機構又は公庫に対して行う融資申込みと同一の計画、内容に基づくものであります。

(2) 私が今後機構又は公庫に申込み内容の変更を申請し、これを受理されたときは、速やかに公社に面内容を報告し、公社の指示に従つて保証委託申込み内容の変更手続をとります。

(3) 保証委託申込みに際し、公社に写し（コピー）を提出した資料について、公社から請求があったときは、速やかにその原本を提出又は提示します。

(調査等)

2 公社又は公社の委託を受けた者が、保証委託申込書記載の物件所在地に立ち入り、又はそ

(保証委託の取扱第)

3 (1) 私について次の①から⑤のいずれかに、担保提供者について次の①又は⑤に該当した場合は、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切異議を申立てません。

(1) 公社に提出した書類に虚偽があつたとき。
(2) 正當な理由がなくて、所定の時期に着工せず、工事が長期間進捗せず、又は工事が竣工しなかつたとき。

(3) 支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があつたとき、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の法的整理手続開始の申し立てがあつたとき、又は清算に入ったとき。
(4) 建築基準法、都市計画法等の建設関係法令に違反したとき。

(5) その他の公社に對し保証不承諾とし、又は保証承諾を取り消したとしても、公社に対して、一切の請求を有しないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社が被つた損害の補てんは私の負担とします。

(保証委託申込み額の承認)

5 公社が保証委託申込書を行つた後に、私の都合で公社への保証委託申込みを辞退した場合、公社からそれまでの事務に要した費用に相当する額を請求されても異議ありません。

(保証委託申込書及び保証委託契約書との関係)

6 本保証書が保証委託申込書及び保証委託契約書と一体となって、公社との間の保証委託契約を証する書面となることを承諾します。

(保証委託の取扱第)

7 (1) 保証委託の取扱第は、公社の取扱第に該当したとき。
(2) 公社は、公社の取扱第に該当したとき。

(3) その他の公社に對し保証不承諾とし、又は保証承諾を取り消したとしても、公社に対して、一切の請求を有しないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社が被つた損害の補てんは私の負担とします。

<以下余白>

- 4 (1) 私又は担保提供者が（私又は担保提供者が法人である場合にあっては、当該法人親会社及び子会社並びにこれら会社の役員を含みます。以下同様）は、現在、次の①及び②に掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者に経営権に関する権利を有する者）は、将来の料率を変更する場合があります。
- (2) 「保証料の返戻料率」（目安）は、下表のとおりです。

く賃貸住宅融資の保証料の返戻料率（目安）>

当初の保証期間	定期的ににおける残過年数		
	1年超過	5年超過	10年超過
建設地が東京都、 埼玉県、千葉県、 神奈川県、 群馬県、 新潟県の 場合	32.76%	24.33%	15.48%
30年	33.99%	26.53%	18.50%
35年	35.54%	28.72%	21.24%
建設地が上記以外 の道府県の場合	35.36%	26.57%	17.23%
30年	36.21%	28.52%	20.16%
35年	36.51%	29.75%	22.28%

注1 保証料の返戻料率は、経年数1年毎に定めています。

注2 賃貸改良融資の保証料の返戻料率（目安）は、東南（4ページ）に記載しています。

III 確約事項（統約）

私及び担保提供者は、公社に保証委託申込みを行なうに際して、「保証委託申込書」記載の約款事項及び保証委託申込みの内容は、私が機構又は公庫に対して行う融資申込みについての事項を確約します。

(甲)内管等
1 (1) 公社に対して行う保証委託申込みの内容は、私が機構又は公庫に対して行う融資申込みと同一の計画、内容に基づくものであります。

(2) 私が今後機構又は公庫に申込み内容の変更を申請し、これを受理されたときは、速やかに公社に面内容を報告し、公社の指示に従つて保証委託申込み内容の変更手続をとります。

(3) 保証委託申込みに際し、公社に写し（コピー）を提出した資料について、公社から請求があったときは、速やかにその原本を提出又は提示します。

(調査等)

2 公社又は公社の委託を受けた者が、保証委託申込書記載の物件所在地に立ち入り、又はそ

(保証委託の取扱第)

3 (1) 私について次の①から⑤のいずれかに、担保提供者について次の①又は⑤に該当した場合は、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切異議を申立てません。

(1) 公社に提出した書類に虚偽があつたとき。
(2) 正當な理由がなくて、所定の時期に着工せず、工事が長期間進捗せず、又は工事が竣工しなかつたとき。

(3) 支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があつたとき、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の法的整理手続開始の申し立てがあつたとき、又は清算に入ったとき。
(4) 建築基準法、都市計画法等の建設関係法令に違反したとき。

(5) その他の公社に對し保証不承諾とし、又は保証承諾を取り消したとしても、公社に対して、一切の請求を有しないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社が被つた損害の補てんは私の負担とします。

(保証委託の取扱第)

7 (1) 保証委託の取扱第は、公社の取扱第に該当したとき。
(2) 公社は、公社の取扱第に該当したとき。

(3) その他の公社に對し保証不承諾とし、又は保証承諾を取り消したとしても、公社に対して、一切の請求を有しないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社が被つた損害の補てんは私の負担とします。

当初の保証期間	定期的ににおける残過年数		
	1年超過	5年超過	10年超過
建設地が東京都、 埼玉県、千葉県、 神奈川県、 群馬県、 新潟県の 場合	32.76%	24.33%	15.48%
30年	33.99%	26.53%	18.50%
35年	35.54%	28.72%	21.24%
建設地が上記以外 の道府県の場合	35.36%	26.57%	17.23%
30年	36.21%	28.52%	20.16%
35年	36.51%	29.75%	22.28%

<以下余白>

IV 個人情報の取扱いに関する同意書

私は、一般財團法人 住宅改良開発公社（以下「公社」といいます。）が保護措置を講じたうえで取扱する個人情報の取扱いに関する、下記の内容に同意します。

1 個人情報を用いたる業務の内容及び目的
公社は、個人情報を保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、保護委託申込者及び取扱業者（以下「お客様」といいます。）から提供を受けた個人情報を、次の業務及び利用目的に必要な範囲で利用します。

IV 個人情報の取扱いに関する同意書（続き）